

鹿 児 島 県 公 報

令和元年 9 月 27 日 (金) 第 42 号 の 6



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿児島県契約規則の一部を改正する規則 (※) (会計課取扱い) 1
- 鹿児島県会計規則の一部を改正する規則 (※) (会計課取扱い) 1

告 示

- 自動車税の納付に係る証紙代金収納計器の指定及び同証紙代金収納計器取扱人の指定 (※) (税務課取扱い) 2
- 鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱等の一部を改正する要綱 (※) (会計課取扱い) 2

規 則

鹿児島県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第19号

鹿児島県契約規則の一部を改正する規則

鹿児島県契約規則 (昭和50年鹿児島県規則第23号) の一部を次のように改正する。

第11条第 5 項中「108分の100」を「110分の100」に改める。

別記第 2 号様式中「100/108」を「100/110」に改める。

別記第 3 号様式中「108分の100」を「110分の100」に改める。

別記第 4 号様式中「100/108」を「100/110」に改める。

別記第 5 号様式 7 の項中「100分の 8」を「100分の10」に、「108分の100」を「110分の100」に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第20号

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則

鹿児島県会計規則 (昭和62年鹿児島県規則第30号) の一部を次のように改正する。

第99条第 1 項の表 1 の部(3)の項イ中「地方法人特別税」を「特別法人事業税又は地方法人特別税」に改め、同項中スをセとし、エからシまでをオからスマまでとし、ウの次に次のように加える。

エ 軽自動車税環境性能割

別表第 1 本庁の表税務課の項中「地方法人特別税」を「特別法人事業税及び地方法人特別税並びに軽自動車税環境性能割」に改める。

別表第 1 収支かいの表鹿児島地域振興局の項中「並びに自動車取得税及び」を「及び」に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第403号

鹿児島県税条例施行規則（昭和38年鹿児島県規則第32号）第32条の22第1項の規定により自動車税の納付に係る証紙代金収納計器を、同規則第32条の25第1項の規定により自動車税の納付に係る証紙代金の収納計器取扱人を次の表のとおり指定し、令和元年10月1日から施行する。

なお、昭和59年8月10日鹿児島県告示第1365号（自動車税又は自動車取得税の納付に係る証紙代金収納計器の指定及び同証紙代金収納計器取扱人の指定）は、廃止する。

令和元年9月27日

鹿児島県知事 三反園訓

名称、型式及び記号番号	証紙代金収納計器取扱人の名称	取 扱 場 所
証紙代金収納計器システム SH-2010型 4040072／0303AB00134 4040073／0303AB00135	一般社団法人鹿児島県自家用自動車協会	鹿児島市谷山港二丁目4番2号
	一般財団法人九州陸運協会鹿児島支部	一般財団法人九州陸運協会鹿児島支部構内
証紙代金収納計器システム SH-2010型 1150262／19070155 4040073／0303AB00135	一般社団法人全国軽自動車協会連合会鹿児島事務所	鹿児島市谷山港二丁目4番地42 一般社団法人全国軽自動車協会連合会鹿児島事務所構内

鹿児島県告示第404号

鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱等の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和元年9月27日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱等の一部を改正する要綱

（鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱の一部改正）

第1条 鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱（昭和62年鹿児島県告示第584号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項及び第7条第1項中「自動車税に」を「自動車税種別割に」に、「自動車税」を「自動車税種別割」に改める。

第8条第1項中「収納金領収証」を「収納金領収書」に改め、同条第3項中「自動車税に」を「自動車税種別割に」に、「自動車税」を「自動車税種別割」に改める。

第8条の2第2項中「自動車税に」を「自動車税種別割に」に、「自動車税」を「自動車税種別割」に改める。

第9条第2項中「自動車税又は自動車税」を「自動車税種別割又は自動車税種別割」に、「自動車税に」を「自動車税種別割に」に、「自動車税」を「自動車税種別割」に改める。

第26条第2項中「自動車税に」を「自動車税種別割に」に、「自動車税」を「自動車税種別割」に改める。

第28条中「自動車税」を「自動車税種別割」に、「支払依頼書」を「支払依頼内訳書」に改める。

別記第3号様式注2中「自動車税」を「自動車税種別割」に改める。

（鹿児島県指定代理金融機関事務取扱要綱の一部改正）

第2条 鹿児島県指定代理金融機関事務取扱要綱（昭和62年鹿児島県告示第585号）の一部を次のように改正する。

第19条中「自動車税」を「自動車税種別割」に、「支払依頼書」を「支払依頼内訳書」に

改める。

（鹿児島県収納代理金融機関事務取扱要綱の一部改正）

第3条 鹿児島県収納代理金融機関事務取扱要綱（昭和62年鹿児島県告示第586号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項、第16条及び別記第1号様式注3中「自動車税」を「自動車税種別割」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第1条中鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱第8条の改正規定（「収納金領収証」を「収納金領収書」に改める部分に限る。）及び第28条の改正規定（「支払依頼書」を「支払依頼内訳書」に改める部分に限る。）並びに第2条中鹿児島県指定代理金融機関事務取扱要綱第19条の改正規定（「支払依頼書」を「支払依頼内訳書」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。